


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「パソコン講座」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内 容	
3	14	木	総務委員会	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室
3	20	水	正副会長会	14:00 ~ 14:50 於:福岡ガーデンパレス
3	20	水	理事会	15:00 ~ 16:00 於:福岡ガーデンパレス
3	25	月	決算事務説明会	13:30 ~ 16:00 於:福岡ガーデンパレス
4	4	木	新社会人セミナー	9:30 ~ 16:00 於:天神ビル11F

●支部の行事

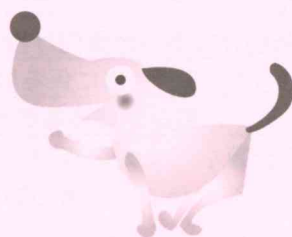
月	日	曜	内 容	
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（大濠支部）	19:00 ~ 19:45 於:大濠公園
毎月1回			青少年対策パトロール（天神第3支部）	16:00 ~ 16:45 於:天神地区（3丁目）
3	6	水	役員会（舞鶴支部）	18:00 ~ 於:福新楼
3	23	土	草の根租税講座（塩原支部、玉川支部）	10:30 ~ 12:30 於:塩原公民館

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容	
3	8	金	経営セミナー	16:00 ~ 18:00 於:クアンティック
3	13	水	役員会	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容	
未定			役員会	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室
3	15	金	バス研修	10:00 ~ 14:30 於:航空自衛隊春日基地



(I) 税務カレンダー

2月の税務カレンダー

- 2月12日 ● 1月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 2月28日 ● 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> (半期分)
 - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 (10月決算法人は2か月分) <消費税・地方消費税>
- 前年分贈与税の申告 (2月1日から3月15日まで)
- 前年分所得税の確定申告 (2月18日から3月15日まで)
- 固定資産税 (都市計画税) の第4期分の納付 (2月中において市町村の条例で定める日)

(II) 知らないと損する税情報

税理士 堤 一 博

平成31年度 (2019年度) 税制改革大綱

昨年、平成30年 (2018年) 12月21日に「平成31年度税制改正大綱の概要」が公表されました。

今年の税務的なメインテーマが、消費税率の引き上げであるせいか、大きな改正点がないことが特徴であると思われます。

中小企業に関係する法人税に関する改正点は、下記のとおりですが、中小企業向け関係の税制改正は、①中小企業者等の軽減税率の特例、②中小企業投資促進税制の2年間延長、③中小企業者が経営改善設備等を取得した場合の特別償却や税額控除で認定支援機関の確認を要件に加えて2年延長、というほぼ現状継続的な内容となっています。

基本的な改正の骨子は、この昨年12月に公表された税制改革大綱ですが、今年の2月ごろに法律案が国会に提出され、公表された大枠の税制改革大綱の細部が条文作成過程で積み上げられ、国会提出までに完成させます。4月に施行される段階までには、法律のみならず施行令や施行規則なども定められ、手続きや計算までも含めて税制改正の詳細な内容が明らかとなります。

また、実務的には、法律・施行令・施行規則以外の通達に依拠している部分が多いので、実際の処理を行うにあたっては、税務リスクを回避するために、通達に合わせるのが一般的です。改正税法が4月に施行された場合、6月ごろには改正税法の通達が公表されます。

さて、「平成31年度税制改革大綱」の中小企業関係法人税関係改正項目は、下記のとおりです。

「平成31年度税制改革大綱」 (抜粋)

法人課税

- イノベーション促進のための研究開発税制の見直し
 - ・ オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10% (現行：5%) に引き上げる。
 - (※) 一定の研究開発型ベンチャーの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40% (現行：25%) に引き上げる。
 - ・ 高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。
- 中堅・中小企業による設備投資等の支援
 - ・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等を行う。
 - ・ 地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50% (現行：40%)、税額控除率を5% (現行：4%) に引き上げる等の見直しを行う。
 - ・ 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画 (仮称) に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度を創設する。

○都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- ・地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講ずる。
- ・具体的には、消費税率10%段階において復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（仮称）とするとともに、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税（仮称）として、人口を譲与基準（不交付団体に対する譲与制限あり）とし譲与する。

○その他

- ・保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率を6%（現行：5%）に引き上げる。
- ・医師の勤務時間短縮や、地域医療体制の確保、高額医療機器の共同利用の促進等効率的な配置の促進といった観点から、医療用機器の特別償却制度の拡充・見直しを行う。

下線太字部分を中心に、やや詳しく説明します。

■中小企業者の軽減税率の特例

法人税率は、23.2%ですが、中小企業者に該当する場合は、年間800万円以下の部分については19%の軽減税率となっていて、さらに、租税特別措置法の期限付きで19%を15%に軽減する措置が、平成33年（2021年）3月まで2年間延長となります。

■中小企業投資促進税制

一定の設備投資について、30%の特別償却か7%の税額控除が認められる中小企業投資促進税制も、租税特別措置法の期限付きの措置ですが、これも平成33年（2021年）3月まで2年間延長となります。なお、7%の税額控除が認められるのは、資本金3,000万円以下の場合に限定されます。

■中小企業者等が経営力向上設備を取得した場合の取扱い

該当する設備投資については、即時償却又は7%の税額控除を認める租税特別措置法の措置ですが、認定支援機関の確認を受けることを新たな要件として加えたうえで、これも平成33年（2021年）3月まで2年間延長となります。なお、資本金3,000万円以下の場合には10%の税額控除となります。

■中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の取扱い

該当する設備投資については、30%の特別償却又は7%の税額控除を認める租税特別措置法の措置ですが、要件に経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを加えたうえで、これも平成33年（2021年）3月まで2年間延長となります。なお、7%の税額控除が認められるのは、資本金3,000万円以下の場合に限定されます。

■地域経済牽引事業の促進区域内に特定事業用機械を取得した場合の取扱い

地域未来投資促進税制については、下記の通り変更して、平成33年（2021年）3月まで2年間延長となります。

- ①承認地域経済牽引事業について主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度の付加価値額がその確認を受ける事業年度の前々事業年度の付加価値額より8%以上増加していることとの要件を満たす場合には、その承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品について、特別償却率を50%（現行：40%）に、税額控除率を5%（現行：4%）に、それぞれ引き上げます。
- ②承認地域経済牽引事業の実施場所が平成29年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合、その計画承認日が特定非常災害発生日から5年（現行：3年）を経過していないときは、その承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件を満たすものとします。
- ③適用投資額の上限を80億円（現行：100億円）に引き下げます。

■中小企業等経営強化法に係る特別償却又は税額控除

これは、中小企業等経営強化法の改正を前提として新しい税制で、青色申告書を提出する中小企業者のうち中小企業経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けたものが、中小企業経営強化法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却が認められます。

このように、今年の10月1日以降の消費税率変更を意識して、法人税に関する改正は、ほぼ現状維持するものとなっています。

福岡中部法人会 主要行事予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2019	1	17(木)	17:00～19:30	本部	新春講演会・会員交流会	アークホテルロイヤル福岡天神
	2	20(水)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	TKPガーデンシティー天神
		15(金)	19:00～22:00	青年部	カップリングパーティー	クアンティック4F
	3	8(金)	16:00～18:00	青年部	経営セミナー	クアンティック
		25(月)	13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	4	4(木)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	天神ビル
		22(月)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級コース)	サンセルコビル2F
		23(火)	〃	〃	〃	〃
		25(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級コース)	サンセルコビル2F
		26(金)	〃	〃	〃	〃
	5		13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
		29(水)	14:00～15:30	本部	福岡中部法人会創立50周年 記念行事	ソラリア西鉄ホテル
		29(水)	16:00～20:00	本部	第8回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
	6			青年部	カップリングパーティー	
				本部	リスクマネジメントセミナー	
	7			本部	パソコン講座(中級コース)	サンセルコビル2F
	8			本部	新設法人説明会	
				本部	経営セミナー	
				本部	改正税法説明会	
	9		13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
			13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
			本部	パソコン講座(中級コース)	サンセルコビル2F	
10						
11			本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多	
	15(金)		本部	五法人共催講演会	ソラリア西鉄ホテル	

※ 日時、会場が空白のところは未定です。